

環境安全ニュース

大阪大学環境安全研究管理センター

平成 19 年度 PRTR 報告

大阪大学薬品管理支援システム（OCCS）で仮集計を行い、取扱量が多かった 10 物質について各部局に照会し集計を行った。例年 9 物質について照会してきたが、取扱量の多くなってきた「フッ化水素およびその水溶性塩」を追加した。集計の結果、報告の義務の生じた物質は、両キャンパスともに 3 物質であった。豊中キャンパスでは、クロロホルム、ジクロロメタン、トルエン、吹田キャンパスでは、アセトニトリル、クロロホルム、ジクロロメタンであった（表 1）。平成 18 年度と比べて吹田キャンパスでトルエン、エチレンオキシドの取扱量が減少し報告対象を外れた。

届出物質の排出量・移動量は表 1 に示した。公共用水域、土壌への排出および埋立処分はゼロであった。届出たすべての物質は、昨年度と同様で 8 割以上がキャンパス外への移動（主に有機廃液

としての移動）になっている。下水道への移動は、吹田では毎月、豊中では 3 ヶ月に 1 回行われている下水道への放流口における自主検査結果から、算出している。平成 19 年度はほとんど検出限界以下の値（検出限界以下の場合には、その 1/2 の値を用いることが決められている）であり、年間の下水道への移動量はアセトニトリルを除き 3 kg 以下と算出された。アセトニトリルは検出限界が高いため、下水道に移動量は 130 kg となったが、実際には排水からは未検出である。

今回集計した 10 物質のキャンパスごとの取扱量の変化を表 2 に示した。昨年度と比較すると、豊中キャンパスのクロロホルムとアセトニトリルの取扱量が減少した。また、吹田キャンパスでは、トルエンとエチレンオキシドの取扱量が減少し報告対象を外れた。一方、クロロホルム、アセ

表 1. 届出物質とその排出量・移動量・取扱量(kg、有効数字2桁)

| 化学物質の名称 と政令番号 | | 豊中キャンパス | | | 吹田キャンパス | | |
|------------------|--------------------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | | クロホルム | ジクロロメタン | トルエン | アセトニトリル | クロホルム | ジクロロメタン |
| | | 95 | 145 | 227 | 12 | 95 | 145 |
| 排 出 量 | イ. 大気への排出 | 230 | 230 | 270 | 70 | 570 | 620 |
| | ロ. 公共用水域への排出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ハ. 土壌への排出(ニ以外) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ニ. キャンパスにおける埋立処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 移 動 量 | イ. 下水道への移動 | 1.3 | 1.4 | 2.9 | 130 | 2.7 | 2.7 |
| | ロ. キャンパス外への移動(イ以外) | 1,500 | 1,300 | 1,300 | 2,600 | 5,600 | 6,700 |
| 取扱量 (排出量+移動量) | | 1,700 | 1,500 | 1,600 | 2,800 | 6,200 | 7,300 |

表2. 主な化学物質の取扱量の変化 (kg)

| 政令 番号 | 化学物質の名称 | 平成19年度 | | 平成18年度 | | 平成17年度 | | 平成16年度 | | 平成15年度 | | 平成14年度 | | 平成13年度 | |
|----------|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 | 豊中 | 吹田 |
| 12 | アセトニトリル | 337 | 2,746 | 623 | 2,053 | 447 | 2,440 | 360 | 2,065 | 577 | 1,700 | 516 | 1,683 | 438 | 1,962 |
| 42 | エチレンオキシド | 1 | 425 | 0 | 708 | 0 | 997 | 0 | 907 | 0 | 1,004 | 0 | 2,949 | 0 | 3,134 |
| 63 | キシレン | 26 | 392 | 12 | 404 | 34 | 521 | 46 | 332 | 39 | 311 | 31 | 820 | 7 | 441 |
| 66 | グルタルアルデヒド | 1 | 62 | 0 | 7 | 0 | 314 | 0 | 82 | 0 | 18 | 1 | 261 | 1 | 777 |
| 95 | クロロホルム | 1,729 | 6,166 | 3,783 | 5,461 | 2,093 | 5,911 | 2,189 | 5,461 | 2,917 | 4,213 | 2,546 | 5,255 | 1,829 | 5,108 |
| 145 | ジクロロメタン | 1,536 | 7,374 | 1,830 | 5,582 | 1,469 | 5,285 | 1,978 | 4,978 | 1,645 | 4,518 | 1,104 | 4,848 | 1,479 | 3,641 |
| 227 | トルエン | 1,584 | 829 | 1,636 | 1,264 | 1,514 | 1,018 | 1,531 | 617 | 1,511 | 712 | 970 | 1,015 | 1,308 | 1,008 |
| 283 | フッ化水素及びその水溶性塩 | 24 | 207 | | | | | | | | | | | | |
| 299 | ベンゼン | 245 | 367 | 334 | 335 | 212 | 426 | 193 | 374 | 754 | 639 | 633 | 902 | 827 | 965 |
| 310 | ホルムアルデヒド | 6 | 459 | 10 | 319 | 14 | 350 | 12 | 338 | 6 | 1,901 | 6 | 878 | 14 | 516 |

トニトリル及びジクロロメタンの取扱量は増加している。エチレンオキシドは、PRTR 調査開始以来初めて 500 kg を下回り届出対象を外れた。また、吹田地区のトルエンについても 1 トンを下回った。ベンゼンについても平成 15 年度を最後に吹田・豊中両キャンパスで 500 kg 以下となっている。

今回調査を依頼した 10 物質の主な部局での取扱量を表 3 に示した。ジクロロメタンでは、薬学及び工学研究科の取扱量が突出している。クロロホルムについても工学研究科の取扱量が多くなっている。トルエンの取扱量は、理学研究科で 1 トンを超えている。

豊中、吹田キャンパスの以外では、箕面キャンパスでは PRTR 対象物質の取扱いがなく、枚方の自由電子レーザー実験施設及び吹田市古江台のバイオ関連多目的研究施設での取扱量は非常に少量であった。PRTR 法の目的は、事業者が化学物質をどれだけ排出したかを把握し、その量を公表することにより、事業者の自主管理の改善を促し、環境汚染を未然に防ぐことにある。環境への負荷やリスクを低減するため、有害化学物質の適切な取扱いと処理をお願いします。

PRTR 法では、OCCS を用いて仮集計を実施するため、正確な取扱量の把握には薬品類の完全な登録が不可欠となります。また、OCCS 稼働からすでに 4 年半経っております。毒劇物以外の一般薬品や 1 斗缶の完全な登録をお願いいたします。

なお、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正に対応するため、ヘキサンとメタノールについても平成 21 年 4 月に集計する予定です。また、7 月末にヘキサンの OCCS での管理方針を重量管理に変更し、排水中のヘキサン及びメタノールの測定を開始しています。

平成 20 年度分についても、OCCS での仮集計を実施した後に、取扱量の多い物質について、平成 20 年 4 月頃に調査を依頼する予定です。今後も、OCCS の適正な運用をよろしくお願いいたします。

表3. 主な部局の取扱量 (kg)

| 政令 番号 | 化学物質の名称 | 理学研究科 | 基礎工学研究科 | 豊中 その他 | 医学系 研究科 | 歯学研 究科 | 薬学研 究科 | 工学研 究科 | 産業科 学研究 所 | 蛋白質 研究所 | 吹田 その他 |
|----------|---------------|-------|---------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|------------|-----------|
| 12 | アセトニトリル | 233 | 103 | 0 | 164 | 1 | 722 | 1,089 | 331 | 399 | 57 |
| 42 | エチレンオキシド | 0 | 1 | 0 | 419 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 63 | キシレン | 18 | 6 | 2 | 302 | 33 | 7 | 16 | 6 | 1 | 28 |
| 66 | グルタルアルデヒド | 1 | 0 | 0 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 95 | クロロホルム | 1,164 | 565 | 0 | 205 | 8 | 1,324 | 2,686 | 1,641 | 178 | 147 |
| 145 | ジクロロメタン | 963 | 573 | 0 | 12 | 0 | 2,949 | 3,387 | 968 | 27 | 32 |
| 227 | トルエン | 1,230 | 354 | 0 | 3 | 1 | 82 | 571 | 110 | 5 | 56 |
| 283 | フッ化水素及びその水溶性塩 | 1 | 22 | 1 | 1 | 0 | 0 | 199 | 6 | 1 | 1 |
| 299 | ベンゼン | 43 | 203 | 0 | 8 | 0 | 148 | 126 | 73 | 0 | 12 |
| 310 | ホルムアルデヒド | 2 | 3 | 2 | 410 | 9 | 8 | 6 | 3 | 1 | 23 |

平成 19 年度特別管理産業廃棄物処理実績報告書・計画書の提出について

廃棄物処理法により産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康または生活環境に係わる被害を生ずるおそれのある性状を有するものを特別管理産業廃棄物といい、収集から処分までの全過程に於いて厳重に管理しなければならない。各年度における特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は特別管理産業廃棄物処理実績報告書および処理計画書の都道府県知事への提出が必要である(環境安全ニュースNo.17 Feb.2003 参照)。対象廃棄物は次のいずれかに該当する特別管理産業廃棄物である。*

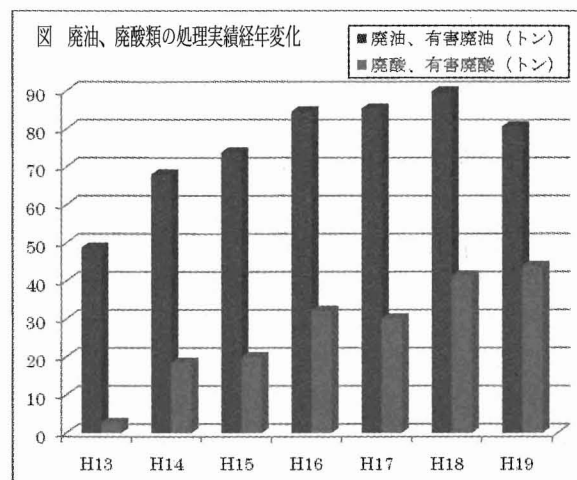
- (1) 引火性廃油、(2) 引火性廃油(有害)、(3) 強酸、(4) 強酸(有害)、(5) 強アルカリ、(6) 強アルカリ(有害)、(7) 感染性廃棄物、(8) 廃石綿等(飛散性)、(9) 廃油(有害)、(10) 廃酸(有害)、(11) 廃アルカリ(有害) など

大阪大学では平成19年度の特別管理産業廃棄物の処理実績を調査した(下表)。その結果、吹田地区に関して、50トン以上となり、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に該当したため、該当事業所について本年度6月末に標記処理実績報告書を大阪府知事に提出した。附属病院等から廃棄される感染性産業廃棄物は昨年までは独立して提出していたが、平成18年度からは吹田キャンパスとして一括提出することとなった。平成19年度はかなりの増加が認められる。

廃油、廃酸類の処理実績経年変化を図に示す。平成18年度と比較して廃油類の合計は昨年度と比較して減少傾向にある。廃酸についてはその廃棄量はここ数年増加している。

表 平成19年度大阪大学における主な特別管理産業廃棄物(施設部企画課提供)

| 種 類 | 吹田地区 | 豊中地区 | 合計 |
|-------------|---------|---------|---------|
| | 発生量(トン) | 発生量(トン) | 発生量(トン) |
| 引火性廃油(有害含む) | 56.04 | 22.89 | 78.93 |
| 強酸(有害含む) | 43.51 | 0.02 | 43.53 |
| 強アルカリ(有害含む) | 0.26 | 0.00 | 0.26 |
| 感染性産業廃棄物 | 556.92 | 1.75 | 558.67 |
| 廃石綿等(飛散性) | 0.55 | 0.00 | 0.55 |
| 汚泥(有害) | 2.95 | 1.08 | 4.03 |
| 廃油(有害) | 0.80 | 0.92 | 1.71 |
| 廃酸(有害) | 0.04 | 0.30 | 0.34 |
| 廃アルカリ(有害) | 0.00 | 0.02 | 0.02 |
| 合 計 | 661.07 | 26.97 | 688.04 |



特別管理産業廃棄物処理計画書については減量化に対する事項、適正管理に関する事項などについて現状と計画を報告する必要がある。本制度は、多量排出事業者が自主的かつ積極的に事業者の責務を果たし、産業廃棄物の処理対策を効果的に促進することを目的としており、PRTR制度と同じ考え方に基いている。減量化に対する事項については、減量化やその目標、手法を現状と計画を記入し提出しなければならない。平成19年度からは減量化目標の欄に再生利用量、中間処理減量化量の欄が追加され経年変化で記載するようになった。大学では再生利用量は少ないものと考えられる。中間処理減量化量については、廃油等の焼却処理の場合は99%、感染性廃棄物等の熔融処理の場合は100%と見積もられる。研究が主体の大学においては、大学全体として再利用や減量化を強調しすぎると、研究推進の妨げにもなるといった問題もある。しかしながらこれらの排

出物質の管理は個々の研究室において責任を持って行われるべきことであり、研究推進の過程において、廃溶媒のリサイクル利用による排出低減化など、環境への負荷に十分注意を払う必要がある。その一環としても薬品管理支援システム(OCCS)による薬品管理を徹底していただき、無駄のない薬品の有効利用をお願いする次第である。

*<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/waste/sanpai/houkoku.html>

最近の排水水質分析結果について

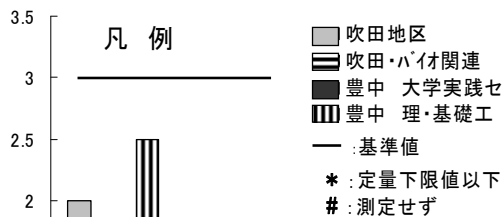
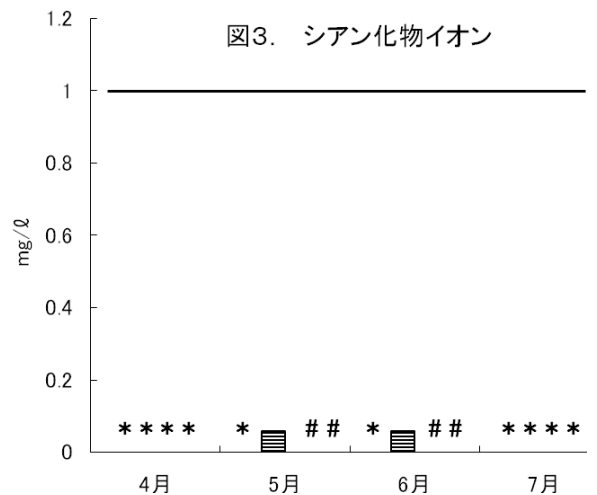
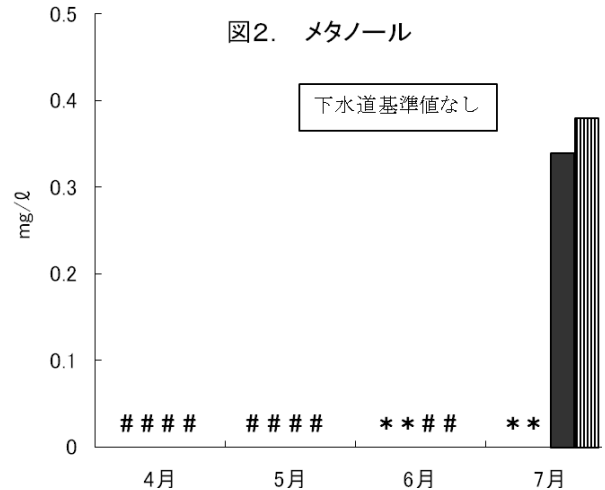
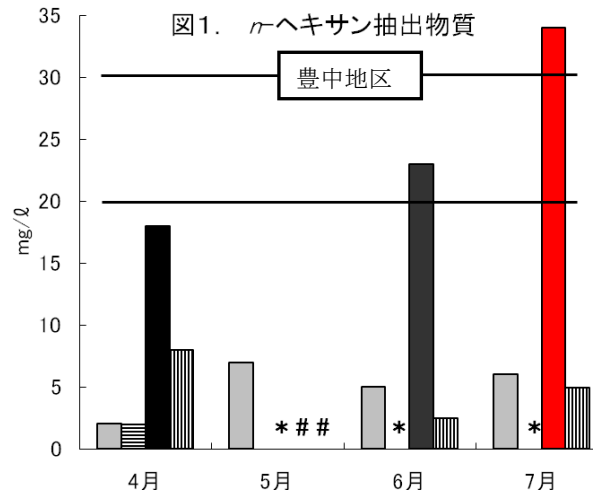
今回は平成20年4月から7月の排水検査結果について報告する。なお6月より、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正に対応するため、吹田地区と豊中地区の自主検査でヘキサンとメタノールについても測定を開始した。

吹田地区では、最終排水口において基準値を超えた項目はなかった。また、6月と7月に測定を行ったヘキサンとメタノールに関しても定量下限値（0.1 mg/l）以下であった。

4月に行われた吹田地区採水地点別の分析では、No.5 地点（無機廃液処理施設よりの排水枡）で定量下限値程度の砒素が検出された（基準値 0.1 mg/l、検出値 0.01 mg/l）。砒素以外の項目は、すべて定量下限値以下と良好な結果であった。

豊中地区では、排水は大学教育実践センター側と理学・基礎工学研究科側の2つの系統に分かれて公共下水道に排出される。7月に大学教育実践センター側で基準値を超える n-ヘキサン抽出物質が検出された（図1）。また、ヘキサンとメタノールの測定では、ヘキサンは検出されなかったが、メタノールは大学教育実践センター側と理学・基礎工学研究科側で、それぞれ 0.34 と 0.38 mg/l 検出された（図2）。

吹田市古江台のバイオ関連多目的研究施設では、5月、6月と続けて自主検査で定量下限値を上回るシアン化物イオンが検出された（図3）。



化学物質を誤って流しから下水に流してしまうケースが報告されております。流す前に必ず内容物の確認をお願いします。今後も、環境中に有害物質を排出しないよう皆様の適切な処置・処理をお願いします。

毒劇物指定令の一部改正と OCCS の対応について

毒劇物指定令の一部改正について

毒劇物指定令の一部が改正され、7月1日より施行されている。本改正により、表1に示した3物質が新たに毒物に、4物質が新たに劇物に指定された。

OCCS の対応について

上記改正により、毒物に指定された3物質及び劇物に指定された4物質のうち2-ジメチルアミノエチル=メタクリレートと1-ブロモ-3-クロロプロパンをOCCSでの管理方法を単位管理より重量管理に変更した。この重量管理への変更に伴い、開封済み薬品は単位管理時の使用履歴は消去され、途中入庫処理がされている。劇物の亜硝酸イソブチルと亜硝酸イソペンチルは薬事法「指定薬物」に指定された昨年すでに重量管理に変更している。これらの物質の登録状況は、表1の右の列に示しているが、全学で327本の2-メルカプトエタノールが登録されている。これらの新毒劇物の毒劇物保管庫への速やかな移動をお願いします。

途中入庫薬品は、内容量を正確に把握できない

ため見掛け残量は表示されないが、最新計量値は表示されるので、これにより在庫量を管理できる。

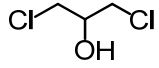
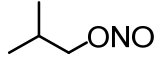
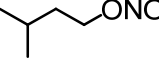
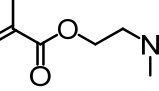
「新毒劇物」を保有する研究室等は、至急持出登録を行い風袋込みの重量を持出計量値に入力し、再度返却登録（持出計量値と同じ値を入力）を行ってください。それにより最新計量値がシステムに登録されます。（表示方法は下記参照）

その他、大阪府条例に対応するために、環境安全委員会部会決定によりヘキサンを重量管理に変更している。また、排水中のヘキサンとメタノールの測定を6月より実施している。

最新計量値の表示方法：

- ① OCCS Data Manager にログインする。
- ② 在庫リストをクリック、詳細リストにチェックを入れ、保管場所と法規を選択する。
- ③ LIST をクリックし、在庫詳細リストを表示する。
- ④ ファイル作成をクリックし、ダウンロードに変わったら、csv ファイルをダウンロードする。
- ⑤ ダウンロードされた csv ファイルを開くと、最右列に最新計量値（風袋込みの重量）が単位と共に表示される。

表1. 新たに毒物及び劇物に指定された物質

| | 官 報 公 示 名 | CAS Reg. No. | H20.7.31 在庫本数 |
|--------|---------------------------------------|--------------|---|
| 毒 物 | 塩化ベンゼンスルホニル 及びこれを含有する製剤 | 98-09-9 | PhSO ₂ Cl 23 |
| | 2-メルカプトエタノール 及びこれを含有する製剤 | 60-24-2 | HS-CH ₂ -CH ₂ -OH 327 |
| | 1,3-ジクロロプロパン-2-オール 及びこれを含有する製剤 | 96-23-1 |  6 |
| 劇 物 | 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤 | 542-56-3 |  0 |
| | 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤 | 110-46-3 |  19 |
| | 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート 及びこれを含有する製剤 | 2867-47-2 |  2 |
| | 1-ブロモ-3-クロロプロパン 及びこれを含有する製剤 | 109-70-6 | Br-CH ₂ -CH ₂ -CH ₂ -Cl 13 |

有機廃液缶の破裂事故について

8月11日吹田地区の部局で、ベランダに保管されていた有機廃液缶（一斗缶）が破裂し、廃液が階下にまで飛散し、破裂した一斗缶により天井が破損するという事故が発生した。

事故は、真空ポンプの廃油（遠心濃縮機から蒸発した有機溶媒・酸・アルカリが溶け込んでいる）が深さ3cm程度入っているところに、少量のクロロホルム含有廃液を入れて閉栓し、屋外ベランダに置いていたところ、約10分後に缶が破裂した。何らかの反応が起きたと考えられるが、原因は不明である。なお幸い人的被害はなかった。

注意事項

- ・ 分別貯留を行う（ポンプの廃油：非極性廃液、クロロホルム：含ハロゲン廃液）
- ・ 有機廃液は基本的に廃溶媒であり、反応を引き起こす可能性のある化合物は投入しない
- ・ 混触危険に十分注意する
- ・ 廃液缶はベランダに置かない



（写真1）破裂し、底の抜けた1斗缶



（写真2）破損したベランダの天井

（安全衛生管理部提供）

平成21年度作業環境測定の基本資料調査について

教職員、学生の健康を守るために特化則・有機則に係る作業環境測定が平成16年から実施されています。つきましては平成21年度の作業環境測定について対象研究室及び測定項目の確定をするために、11月に調査を行ないますのでご協力のほどお願いします。調査結果を基に使用頻度の高い化学物質を抽出して測定場所、項目を決定します。今年度の調査時点に比べ新設研究室や、移転研究室等もあり、業務委託を行う上で、現状に促した情報を測定業者に提供する必要があります。前回調査時に未記載の研究室については全項目の追加を、今後使用しない部屋等については削除してください。

なお、特定化学物質障害予防規則等の一部改正でホルムアルデヒドの作業環境測定が義務付けられ、平成21年度よりあらたにホルムアルデヒドが調査項目になりますのでご留意ください。管理濃度は0.1ppmと低く通常匂わない状態でも管理濃度を超過する可能性がありますので、実験等で取り扱う際にはドラフト内での実験を厳守するなど細心の注意が必要になります。

今回の調査に当たっては、各研究室の担当者に、エクセルシート「H21 作業環境測定調査シート」をメールにて送付しますので、必要項目を記入してください。

調査シートの主な記入事項（注意点）

使用薬品、使用頻度（使用薬品は表から選ぶ。使用頻度は下例A-Fより選択する。）

例：A：1月に15日以上使用 B：1月に8-14日使用
C：1月に4-7日使用 D：1月に1-3日使用 E：1月に1日以下使用 F：1月に3日以下で、年間使用量20kg以上

調査シート記入例

| | 特化則 | | | | 第2類 | | | | 特化則 | | | | 第2類 | | | | | | |
|-----|---------|----------|----------|-------|-----|----------|--------|-----------|------------|--------------|-----------|----------|--------------|--------------|------|----------|------|-------|----|
| | 1 | 2 | 5 | 6 | 7 | 16 | 17 | 18 | 21 | 23 | 24 | 25 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 34 |
| 特化則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2類 | アクリルアミド | アクリロニトリル | エチレンオキシド | 塩化ビニル | 塩素 | シアン化カリウム | シアン化水素 | シアン化ナトリウム | 重クロム酸及びその塩 | トリレンジイソシアネート | ニッケルカルボニル | ニトログリコール | パラニトロクロルベンゼン | ベータープロピオラクトン | ベンゼン | ホルムアルデヒド | マゼンタ | 沃化メチル | |
| 特2 | A | | | | | C | | | | | | | | B | | D | | | |
| 特2 | | | | | | C | | | | | E | | | | | | | | |

実験系廃液の貯留区分について

実験室で発生する廃液は、次の要領でできるだけ細かく分類（例えば元素、化合物別に）して、所定の18ℓ容器に分別貯留する。ただし、含ハロゲン廃液や腐食の恐れのある有機廃液の貯留には、10ℓポリ容器を用いる。

（18ℓポリタンクでの貯留は法的に認められていない）

なお、貯留に際しては、次の事項に十分注意すること。

- 1 沈殿物や混合して沈殿の生じる物質を混入させない。
- 2 貯留中又は処理中に事故発生の恐れのある物質を混入させない。
- 3 著しい悪臭を発する物質を含まない。

別表1

| | 分別貯留区分 | 対象成分 | 摘要 | 容器 (18ℓ) |
|-------|-----------|---|--|----------------------------|
| 無機廃液 | シアン系廃液 | シアン化物イオン及びシアン錯イオンを含むもの | <ul style="list-style-type: none"> ・pH：10.5以上で貯留する。 ・難分解性シアン錯体（鉄、ニッケル、コバルト等のシアン錯体）はあらかじめ分解処理しておく。 | 赤色ポリ容器 |
| | 水銀系廃液 | 無機水銀 | <ul style="list-style-type: none"> ・pH：4～7で貯留する。 ・金属水銀、アマルガムは除く。 ・有機水銀は無機化しておく。 | 白色ポリ容器 |
| | 一般重金属系廃液 | 一般重金属 酸 アルカリ | <ul style="list-style-type: none"> ・オスミウム、セレン、バリリウム、タリウムは含まない。 ・有機金属は無機化しておく。 ・有機物、リン酸、フッ化水素酸、ケイ酸、アンモニアの混入はできるだけ避ける。 ・濃酸、濃アルカリは希釈しておく。 | 白色ポリ容器 |
| | 写真系廃液 | 現像液、定着液 | <ul style="list-style-type: none"> ・多量の定着液は銀回収業者に依頼する。 | 白色ポリ容器 |
| 有機機廃液 | 特殊引火物含有廃液 | 消防法の特殊引火物に該当する溶媒（エーテル、ペンタン、二硫化炭素、アセトアルデヒド等） | <ul style="list-style-type: none"> ・重金属を含まない。 ・酸等腐食性物質を含まない。 ・ハロゲン系溶媒を極力入れない。 | ドラム |
| | 可燃性極性廃液 | 自燃性があり、水と混合する溶媒（メタノール、エタノール、アセトン、THF、DMF、DMSO等） | <ul style="list-style-type: none"> ・水分は可能な限り除く。 ・重金属を含まない。 ・酸等腐食性物質を含まない。 | 金属容器もしくは10ℓ白色ポリ容器（黄色テープ貼付） |
| | 可燃性非極性廃液 | 自燃性があり、灯油と混合できる溶媒（ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル、機械油等） | <ul style="list-style-type: none"> ・重金属を含まない。 ・酸等腐食性物質を含まない。 | 金属容器もしくは10ℓ白色ポリ容器（赤色テープ貼付） |
| | 含ハロゲン廃液 | ハロゲン系溶媒（ジクロロメタン、トリクロロエチレン、クロロホルム、四塩化炭素等） | <ul style="list-style-type: none"> ・熱分解により無害化できるものに限る。 ・重金属を含まない。 ・酸等腐食性物質を含まない。 ・特殊引火物を極力入れない。 | 10ℓ白色ポリ容器（黒色テープ貼付） |
| | 含水有機廃液 | 水を含む上記溶媒（抽出後水相、逆相HPLC溶離液等） | <ul style="list-style-type: none"> ・重金属を含まない。 ・酸等腐食性物質を含まない。 ・塩類を極力入れない（炭酸塩の混入厳禁）。 | 10ℓ白色ポリ容器（緑色テープ貼付） |

原点処理廃液

次のものは処理施設では取り扱わないので、別途に原点処理する。

濃リン酸、濃フッ化水素酸、有毒性・発火性廃液及び病原体により汚染されている廃液

表1. 特定化学物質とその管理濃度

| | 名 称 | 管 理 濃 度 | 種 別 |
|------|--|--------------------------------------|-------|
| 1 | ジクロロベンジジン及びその塩 | — | 第1類物質 |
| 2 | アルファ-ナフチルアミン及びその塩 | — | |
| 3 | 塩素化ビフェニル(別名PCB) | 0.1 mg/m ³ | |
| 4 | オルトトリジン及びその塩 | — | |
| 5 | ジアニシジン及びその塩 | — | |
| 6 | ベリリウム及びその化合物 | Beとして 0.002 mg/m ³ | |
| 7 | ベンゾトリクロリド | — ppm | |
| 8 | 1~6までに掲げるものをその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げるものをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他のもの(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る) | | |
| 1 | アクリルアミド | 0.3 mg/m ³ | 第2類物質 |
| 2 | アクリロニトリル | 2 ppm | |
| 3 | アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る) | Hgとして 0.01 mg/m ³ | |
| 4 | エチレンイミン | 0.5 ppm | |
| 5 | エチレンオキシド | 1 ppm | |
| 6 | 塩化ビニル | 2 ppm | |
| 7 | 塩素 | 0.5 ppm | |
| 8 | オーラミン | — | |
| 9 | オルト-フタロジニトリル | — | |
| 10 | カドミウム及びその化合物 | Cdとして 0.05 mg/m ³ | |
| 11 | クロム酸及びその塩 | Crとして 0.05 mg/m ³ | |
| 12 | クロロメチルメチルエーテル | — | |
| 13 | 五酸化バナジウム | Vとして 0.03 mg/m ³ | |
| 14 | コールタール | ベンゼン可溶性成分として 0.2 mg/m ³ | |
| 15 | 三酸化砒素 | Asとして 0.003 mg/m ³ | |
| 16 | シアン化カリウム | CNとして 3 mg/m ³ | |
| 17 | シアン化水素 | 3 ppm | |
| 18 | シアン化ナトリウム | CNとして 3 mg/m ³ | |
| 19 | 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | 0.005 mg/m ³ | |
| 20 | 臭化メチル | 5 ppm | |
| 21 | 重クロム酸及びその塩 | Crとして 0.05 mg/m ³ | |
| 22 | 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く) | Hgとして 0.025 mg/m ³ | |
| 23 | トリレンジイソシアネート | 0.005 ppm | |
| 24 | ニッケルカルボニル | 0.001 ppm | |
| 25 | ニトログリコール | 0.05 ppm | |
| 26 | パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン | — | |
| 27 | パラ-ニトロクロルベンゼン | 0.6 mg/m ³ | |
| 28 | 弗化水素 | 2 ppm | |
| 29 | ベータ-プロピオラクトン | 0.5 ppm | |
| 30 | ベンゼン | 1 ppm | |
| 31 | ペンタクロルフェノール(別名PCP及びそのナトリウム塩) | ペンタクロルフェノールとして 0.5 mg/m ³ | |
| 31の2 | ホルムアルデヒド | 0.1 ppm | |
| 32 | マゼンタ | — | |
| 33 | マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。) | Mnとして 0.2 mg/m ³ | |
| 34 | 沃化メチル | 2 ppm | |
| 35 | 硫化水素 | 5 ppm | |
| 36 | 硫酸ジメチル | 0.1 ppm | |
| 37 | 1から36までに掲げるものを含有する製剤その他のもので、厚生労働省令で定めるもの | | |
| 1 | アンモニア | | 第3類物質 |
| 2 | 一酸化炭素 | | |
| 3 | 塩化水素 | | |
| 4 | 硝酸 | | |
| 5 | 二酸化硫黄 | | |
| 6 | フェノール | | |
| 7 | ホスゲン | | |
| 8 | 硫酸 | | |
| 9 | 1から8までに掲げるものを含有する製剤その他のもので、厚生労働省令で定めるもの | | |